

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	後期高齢者医療保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

垂井町は、後期高齢者医療保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

岐阜県 垂井町長

公表日

令和8年3月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療保険に関する事務
②事務の概要	<p>高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)、岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例(平成19年岐阜県後期高齢者医療広域連合条例第32号)、垂井町後期高齢者医療に関する条例(平成20年垂井町条例第1号)等及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)に基づき、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。</p> <p>①被保険者資格管理に必要な住民基本台帳情報を入手し、岐阜県後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)に提供し、被保険者情報の提供を受ける。 ②保険料賦課決定及び一部負担金判定に必要な所得・課税情報を入手し、広域連合に提供する。 ③特別徴収候補者情報を基に特別徴収対象者を決定し、特別徴収情報を管理する。 ④広域連合が決定した賦課情報を管理し、保険料(納入)額通知書・納付書を被保険者に送付する。 ⑤徴収した保険料の収納情報・滞納情報を管理する。 ⑥簡易申告書、基準収入額適用申請書、障害認定申請書、送付先変更届等の受理及び情報を管理する。 ⑦療養費、高額療養費及び高額介護合算療養費等の申請受付及び広域連合に送付する。</p>
③システムの名称	後期高齢者医療システム、宛名・納付システム、収納管理システム、後期高齢者医療広域連合システム、団体内統合宛名システム、医療保険者等向け中間サーバー等、滞納管理システム、EUCシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
被保険者台帳ファイル、賦課情報ファイル、広域連合連携(交換情報)ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1 番号法 第9条第1項及び別表85の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第46条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1 情報提供の根拠 情報提供ネットワークシステムによる情報提供は実施しない。 2 情報照会の根拠 (1) 番号法 第19条第8号 (2) 番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表117項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	①住民課(資格・給付) ②税務課(賦課・徴収)
②所属長の役職名	①課長 ②課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	垂井町 情報公開・個人情報保護担当 503-2193 岐阜県不破郡垂井町宮代2957番地の11 問い合わせ先電話番号 0584-22-1151
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	垂井町 情報公開・個人情報保護担当 503-2193 岐阜県不破郡垂井町宮代2957番地の11 問い合わせ先電話番号 0584-22-1151
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	<input type="checkbox"/> 1,000人以上1万人未満 <input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <input type="checkbox"/> 10万人以上30万人未満 <input type="checkbox"/> 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<input type="checkbox"/> 500人未満 <input type="checkbox"/> 500人以上
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<input type="checkbox"/> 発生なし <input type="checkbox"/> 発生あり

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄 等	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・ユーザー認証の管理を行っている。 ・アクセス権限の発効・失効の管理を行っている。 ・アクセス権限の管理を行っている	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 5②所属長 ②	課長 中村 桂	課長 木下 誠司	事後	人事異動による
平成29年4月1日	I 関連情報 5②所属長 ①	課長 竹中 敏明	課長 北村 嘉彦	事後	人事異動による
平成30年4月1日	I 関連情報 5②所属長 ②	課長 木下 誠司	課長 中嶋 努	事前	所属長異動による変更
平成31年1月23日	I 関連情報 5②所属長	①課長 北村 嘉彦 ②課長 中嶋 努	①課長 ②課長	事前	様式の変更に伴う修正
平成31年1月23日	IV リスク対策 1～9		様式の変更に伴いまとめて追記した。	事前	様式の変更に伴う追記
令和1年9月17日	I 関連情報 7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	岐阜県不破郡垂井町1532番地の1	岐阜県不破郡垂井町宮代2957番地の11	事後	役場庁舎移転に伴う変更
令和1年9月17日	I 関連情報 8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 請求先	岐阜県不破郡垂井町1532番地の1	岐阜県不破郡垂井町宮代2957番地の11	事後	役場庁舎移転に伴う変更
令和2年12月1日	I 関連情報 1. ②事務の概要		「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」により	事後	オンライン資格確認導入に伴う変更
令和2年12月1日	I 関連情報 1. ③システムの名称	国民健康保険システム、宛名・納付システム、収納管理システム、高額療養費システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、国保総合システム、国保情報集約システム	後期高齢者医療システム、宛名・納付システム、収納管理システム、後期高齢者医療広域連合システム、団体内統合宛名システム、医療保険者等向け中間サーバー等	事後	オンライン資格確認導入に伴う変更
令和2年12月1日	I 関連情報 3. 法令上の根拠		〈オンライン資格確認の準備業務〉 以下、末尾までの文章を追加。	事後	オンライン資格確認導入に伴う変更
令和2年12月1日	I 関連情報 4. ②法令上の根拠	(1) 番号法 第19条第7号及び別表第二の1、2、3、4、5、17、26、27、30、33、39、42、46、58、62、80、87、93、106の項	(1) 番号法 第19条第7号及び別表第二の1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、81、87、88、93、95、97、106、109、120の項	事後	オンライン資格確認導入に伴う変更
令和3年9月1日	I 関連情報 4. ②法令上の根拠	1 情報提供の根拠 (1) 番号法 第19条第7号及び別表第二の1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、81、87、88、93、95、97、	1 情報提供の根拠 (1) 番号法 第19条第8号及び別表第二の1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、81、87、88、93、95、97、	事後	番号法の改正に伴う修正
令和3年9月1日	I 関連情報 4. ②法令上の根拠	2 情報照会の根拠 (1) 番号法 第19条第7号及び別表第二の27、42、43、44、45の項	2 情報照会の根拠 (1) 番号法 第19条第8号及び別表第二の27、42、43、44、45の項	事後	番号法の改正に伴う修正
令和3年12月10日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年7月1日時点	令和3年12月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月10日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年7月1日時点	令和3年12月1日時点	事後	
令和4年3月10日	I 関連情報 4. ②法令上の根拠	2 情報照会の根拠 (1) 番号法	2 情報照会の根拠 (1) 番号法	事前	オンライン資格確認導入に伴う変更
令和6年3月15日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年12月1日時点	令和6年3月1日時点	事後	
令和6年3月15日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年12月1日時点	令和6年3月1日時点	事後	
令和7年12月1日	I 関連情報 1. ②事務の概要	<p>高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)、岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例(平成19年岐阜県後期高齢者医療広域連合条例第32号)、垂井町後期高齢者医療に関する条例(平成20年垂井町条例第1号)等及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)に基づき、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。</p> <p>①被保険者資格の取得、喪失等の異動に伴う資格管理 ②被保険者証、被保険者資格証明書、限度額適用・標準負担減額認定証等の交付及び回収 ③被保険者の医療給付 ④第三者行為による損害賠償金の請求 ⑤保険料の賦課徴収</p> <p>番号法別表第二に基づいて、後期高齢者医療保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有期間が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報連携に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p> <p>「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。))に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。))が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。</p>	<p>高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)、岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例(平成19年岐阜県後期高齢者医療広域連合条例第32号)、垂井町後期高齢者医療に関する条例(平成20年垂井町条例第1号)等及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)に基づき、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。</p> <p>①被保険者資格管理に必要な住民基本台帳情報を入力し、岐阜県後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)に提供し、被保険者情報の提供を受ける。 ②保険料賦課決定及び一部負担金判定に必要な所得・課税情報を入力し、広域連合に提供する。 ③特別徴収候補者情報を基に特別徴収対象者を決定し、特別徴収情報を管理する。 ④広域連合が決定した賦課情報を管理し、保険料(納入)額通知書・納付書を被保険者に送付する。 ⑤徴収した保険料の収納情報・滞納情報を管理する。 ⑥簡易申告書、基準収入額適用申請書、障害認定申請書、送付先変更届等の受理及び情報を管理する。 ⑦療養費、高額療養費及び高額介護合算療養費等の申請受付及び広域連合に送付する。</p>	事後	番号法の改正に伴う修正(令和6年5月27日施行)
令和7年12月1日	I 関連情報 1. ③システムの名称	後期高齢者医療システム、宛名・納付システム、収納管理システム、後期高齢者医療広域連合システム、団体内統合宛名システム、医療保険者等向け中間サーバー等	後期高齢者医療システム、宛名・納付システム、収納管理システム、後期高齢者医療広域連合システム、団体内統合宛名システム、医療保険者等向け中間サーバー等、滞納管理システム、EUCシステム	事前	標準準拠システム移行に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月1日	I 関連情報 3. 法令上の根拠	<p>1 番号法 第9条第1項及び別表第一の59の項</p> <p>2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第46条</p> <p>〈オンライン資格確認の準備業務〉</p> <p>1 番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番30</p> <p>2 番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条</p> <p>3 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p> <p>※オンライン資格確認で被保険者等の資格情報を利用するためには、医療保険者等向け中間サーバー等において、医療保険者等の加入者等の履歴情報を正確に管理する必要があり、その履歴情報の生成の際には、同一人であることを正確に把握するために個人番号を用いることから、特定個人情報保有する必要がある。</p>	<p>1 番号法 第9条第1項及び別表85の項</p> <p>2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第46条</p>	事後	番号法の改正に伴う修正(令和6年5月27日施行)
令和7年12月1日	I 関連情報 4. ②法令上の根拠	<p>1 情報提供の根拠</p> <p>(1) 番号法 第19条第8号及び別表第二の1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、81、87、88、93、95、97、106、109、120の項</p> <p>(2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。) 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条及び第53条</p> <p>2 情報照会の根拠</p> <p>(1) 番号法 第19条第8号及び別表第二の27、42、43、44、45、82の項</p> <p>(2) 別表第二省令 第20条、第25条及び第26条</p>	<p>1 情報提供の根拠 情報提供ネットワークシステムによる情報提供は実施しない。</p> <p>2 情報照会の根拠 (1) 番号法 第19条第8号 (2) 番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表117項</p>	事後	番号法の改正に伴う修正(令和6年5月27日施行)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月1日	IIしきい値判断 1. いつ時点の計数か	2024/3/1	2025/12/1	事後	
令和7年12月1日	IIしきい値判断 2. いつ時点の計数か	2024/3/1	2025/12/1	事後	
令和7年12月1日	IVリスク対策 8. 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	新規項目	十分である	事後	
令和7年12月1日	IVリスク対策 8. 判断の根拠	新規項目	特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄等	事後	
令和7年12月1日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	新規項目	3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	
令和7年12月1日	IVリスク対策 11. 当該対策は十分か【再掲】	新規項目	十分である	事後	
令和7年12月1日	IVリスク対策 11. 判断の根拠	新規項目	・ユーザー認証の管理を行っている。 ・アクセス権限の発効・失効の管理を行っている。 ・アクセス権限の管理を行っている	事後	